

市長会見の項目（概要）

と き：令和2年9月10日(木)14:00～

ところ：市政記者室

■ 一時停止していた衣類の収集を再開します

＜担当：環境局事業部家庭ごみ減量課 電話：06-6630-3230＞【フリップ（あり）】

- ◆ 大阪市では、週1回、家庭から排出される衣類を「古紙・衣類」として収集し、日々、再生資源事業者に搬入し、古紙は製紙メーカー等に、衣類は中古衣類取扱事業者に引き渡すなどして、それぞれリサイクル（再生利用）、リユース（再使用）している。
- ◆ 中古衣類の大半は、東南アジア等に輸出することでリユース（再使用）されていたが、新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐため、令和2年3月以降、関係国で移動制限が実施されたことなどにより中古衣類の物流が滞り、収集した衣類を適切にリユースすることが難しくなったことから、令和2年5月27日より「衣類」の収集を一時停止していた。
- ◆ 6月以降、関係国による移動制限も順次緩和され、中古衣類の輸出も再開され始めたが、全国的に4～5月の衣替えシーズンに排出された大量の中古衣類が国内外で滞留していたため、再開まで一定の期間を要することとなった。
- ◆ 今般、中古衣類の流通状況が改善されつつあり、10月以降は本市が収集した衣類を適切にリユースできる見込みが立ったため、令和2年10月1日（木曜日）より衣類の収集を再開する。
- ◆ 衣類収集の一時停止にあたり、市民の皆さまに対して期間中、衣類の家庭内保管にご協力いただき感謝する。
- ◆ 停止期間が4カ月間（18週）に及び、保管いただいていた衣類が一斉に出されると、単純計算で通常時の最大18倍となる。
- ◆ 収集は再開するものの、一度に収集できる量には限界があるため、排出する衣類が多量となる場合は一度に出さず、数回に分けてお出しいただきたい。
- ◆ 大阪市では、家庭から出るごみを、「普通ごみ」、びん・缶・ペットボトル等の「資源ごみ」、「容器包装プラスチック」、「古紙・衣類」に分別するようお願いしている。
- ◆ 持続可能な循環型社会の形成に向け、限りある天然資源の消費を抑制し、地球温暖化防止など、環境への負荷をできる限り低減させるため、市民の皆様には引き続き分別へのご協力をお願いする。